

# 令和8年度 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の料率などを決定しました

## 国民健康保険料

国民健康保険料の決定通知書は、6月に各世帯へ郵送します。

### 保険料の決め方

保険料は、住民登録上の世帯ごとにかかります。被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です(別図1)。

### 子ども・子育て支援金制度の創設

子ども・子育て支援金制度とは、社会連帯の理念のもと、全ての世代や企業の皆さまから支援金を拠出していただき、子育て施策の拡充を通して子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。この支援金は、医療保険の保険料と併せて徴収します。

◎保険料の算定方法など、詳しくはHPまたは6月15日に発送を予定している保険料決定通知をご確認ください。

### 問 保険料の算定方法などについて

- 保険年金課資格係 (3546)5362
- 詳しくは区HPへ (保険料の算定方法)
- 子ども・子育て支援金制度について
- 子ども家庭庁コールセンター (0120)303272
- 詳しくは子ども家庭庁HPへ (子ども・子育て支援金制度)



### 別図1

#### ●基礎分

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者数} \\ \times 47,600\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 7.51\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{基礎分保険料} \\ \text{(年額)} \\ \text{(最高限度額67万円)} \end{matrix}$$

#### ●後期高齢者支援金分

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者数} \\ \times 17,600\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 2.80\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{後期高齢者支援金} \\ \text{分保険料(年額)} \\ \text{(最高限度額26万円)} \end{matrix}$$

#### ●介護分(40~64歳の方)

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者数} \\ \times 17,800\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 2.43\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{介護分保険料} \\ \text{(年額)} \\ \text{(最高限度額17万円)} \end{matrix}$$

#### ●子ども・子育て支援金分

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者数} \\ \times 1,873\text{円}^{\text{※2}} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額}^{\text{※3}} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 0.27\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{子ども・子育て支援金} \\ \text{分保険料(年額)} \\ \text{(最高限度額3万円)} \end{matrix}$$

※1 保険料計算のもととなる所得金額

$$\begin{matrix} \text{保険料計算のもととなる所得金額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額}^{\text{※4}} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{地方税法の基礎控除額} \\ \text{(合計所得金額が2,400万円以下の場合4.3万円)} \end{matrix}$$

※2 18歳以上均等割額(73円)を含む。18歳未満被保険者は全額軽減される。

※3 所得割額は18歳未満被保険者の所得も含む。

※4 雑損失の繰越控除額は控除しない

年間保険料額

## 後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料の決定通知書は、7月に全被保険者へ郵送します。

### 保険料の決め方

保険料は、被保険者一人一人にかかります。被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です(別図2)。

◎国民健康保険料と同様に、令和8年度から「子ども・子育て支援金分」も併せて徴収します。

◎詳しくは、HPまたは保険料決定通知をご確認ください。

### 問 保険年金課資格係

- (3546)5362
- 詳しくは区HPへ



### 別図2

#### ●医療分

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ 53,300\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 9.88\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{医療分保険料} \\ \text{(年額)} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \text{(最高限度額85万円)} \end{matrix}$$

#### ●子ども・子育て支援金分

$$\begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{被保険者1人当たり} \\ 1,300\text{円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{保険料計算のもととなる所得金額}^{\text{※1}} \times 0.26\% (\text{所得割率}) \end{matrix} = \begin{matrix} \text{子ども・子育て支援金} \\ \text{分保険料(年額)} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \\ \text{(最高限度額2.1万円)} \end{matrix}$$

※1 保険料計算のもととなる所得金額

$$\begin{matrix} \text{保険料計算のもととなる所得金額} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額などの合計額}^{\text{※2}} \end{matrix} - \begin{matrix} \text{地方税法の基礎控除額} \\ \text{(合計所得金額が2,400万円以下の場合4.3万円)} \end{matrix}$$

※2 雑損失の繰越控除額は控除しない

年間保険料額

## 老朽空き家でお困りの土地を 区が買い取ります

### 相談会も開催

### 密集街区環境改善まちづくり事業

災害時の延焼火災や倒壊などの危険を最小に抑えられるよう、細い路地に面するなど建て替えてできない老朽空き家が建つ土地を、申請者の合意を得た上で区が買い取ります。

買い取った土地は、安全・安心な市街地の形成に向け、防災対策に活用します。

### 買い取りの対象となる土地

- 木造住宅が密集している場所にある土地
- 細い路地に面するなどにより建て替えてできない土地
- 災害時、隣家への延焼のおそれがある老朽空き家がある土地 など

◎全ての要件を満たす必要があります。



### 老朽空き家の取り壊し費用を補助します

区が土地を買い取るに当たって、老朽空き家の取り壊し費用を最大150万円まで補助します。

### 必要な手続きをお手伝いします

対象の土地かどうかの確認、建物の取り壊し業者の案内や工事の立ち会いの他、土地の売買、登記の手続きに必要な書類の説明・確認など区が寄り添いながらサポートします。

### 相談会を行います

お持ちの土地が対象になるか、どのような手続きが必要かなど、直接相談できる相談会を開催します。

事前予約優先です。予約枠に空きがあれば当日会場でも受け付けます。



※区内に買い取りの対象となる土地をお持ちの方

※前日までに電話または当日、直接会場へ。

※地域整備課まちづくり推進担当

☎(3546)5773

会場	日時
区役所本庁舎 区民相談室	6月11日(木)、9月10日(木)、12月10日(木)、令和9年3月11日(木)
日本橋 特別出張所	5月8日(金)、8月13日(木)、11月12日(木)、令和9年2月12日(金)
月島 特別出張所	5月14日(木)、7月2日(木)、10月8日(木)、令和9年1月14日(木)

◎午後1時~4時まで



詳しくは区HPへ